

「JAL Times2月号」では、各国へ渡航する際の注意点や日本入国時の必要書類について、ご紹介をさせていただきます。

地域別JAL運航状況(3月)

<欧州：レベル3・入国規制と隔離あり>

ロンドン：週10便運航 *復路旅客数制限あり
パリ：週5便運航
フランクフルト：週3便運航
ヘルシンキ：週3便運航
モスクワ：臨時便にて運航

<東南アジア：レベル2～3・入国規制と隔離あり>

バンコク：週15便運航(日発 週7便運航) (ZIP AIR週7便運航)
シンガポール：週7便運航
ハノイ・ホーチミン：週14便運航(日発 臨時便にて運航)
ジャカルタ：週7便運航
マニラ：週7便運航(日発 週3便運航)
クアラルンプール：週3便運航
デリー：週2便運航
ベンガルール：臨時便にて運航

<東アジア：レベル2・入国規制と隔離あり>

広州：週1便運航 大連：週4便運航
香港：週2便運航 ソウル：運休(ZIP AIR週3便運航)
台北：週7便運航 高雄：週1便運航

<北米：レベル3・州により隔離あり>

ニューヨーク：週7便運航
ボストン：週4便運航
シカゴ：週7便運航
ダラス：週7便運航
サンフランシスコ：週7便運航
ロサンゼルス：週8便運航 (日発 週7便運航)
サンディエゴ：週3便運航
シアトル：週3便運航
バンクーバー：週3便運航

<ハワイ：レベル3・隔離なし*条件あり>

ホノルル：臨時便にて運航

<オセアニア：レベル2・入国規制と隔離あり>

シドニー：週3便運航 *往路旅客数制限あり

*詳細はJAL Times2月号「2月～5月 運航便のお知らせ」をご参照ください。

日本→各国 渡航上の注意点

国・地域	入国後検査	入国時の 検査証明書要否	14日間隔離・ 待機	渡航上の注意点
米国 (ハワイ含む)	無	必要	無 (自主待機推奨) ※州によっては有	・検査証明書は英語推奨 ・2歳以上の米国発着便におけるマスク着用義務化 ・米国へ出発の際、出発空港で宣誓書の提出が必要
カナダ	有	不要	有	・入国時検査の実施、ならびに自主隔離期間14日間の10日目にも再度検査が必要 ・入国時検査の結果を待つ3日間は政府指定ホテルにて隔離 (2月22日～)
イギリス	有	必要	有	・入国後10日間の自己隔離中、2日目までに検査、8日目以降に再度検査が必要 ・検査は政府指定の検査機関で実施、イギリスへ出発する前に 専用サイト「Covid Testing Package」での予約・支払いが必要
フランス	有	必要	有	・入国するすべての渡航者は下記書類が必要(2月3日時点) ①国際移動証明書 ②宣誓書 ③出発72時間以内に検査を受けたPCR検査の陰性証明書(11歳以上が対象、英語 またはフランス語で記載されたもの)*唾液以外での検体の検査推奨
ドイツ	無	不要	無	・日本からの入国は原則禁止だが、一部例外あり (長期滞在許可証保持者 等)
フィンランド	有	必要	有	・日本からの入国は原則禁止だが、一部例外あり (居住許可証保持者 等)
中国	有	必要	有	・大連および広州への入国では14日間の集中隔離に加え7日間の在宅隔離が必要 ・中国大使館指定医療機関での搭乗2日前以内のPCR検査と抗体検査、および 「COVID-19に関する検査証明」取得、さらに検査証明を登録した「健康コード」の 事前取得が必要
香港	有	必要	有	・政府が指定するホテルにて21泊以上の隔離が必要となり、予約確認書の提出が必要
台湾	無	必要	有	・台湾入国後の隔離施設が確保されていることが搭乗の条件
タイ	有	必要	有	・検疫質問書「T8フォーム」の提出がオンライン提出から紙提出に変更 ・入国者全員が到着前に追跡アプリ「Thailand Plus」のダウンロード必要
インドネシア	有	必要	有	・外国人入国を一時停止中だが有効なVISAを所持していれば入国が可能 ・「渡航目的」が明示された文書やレターの携行推奨
フィリピン	有	不要	有	・到着後検査は政府指定隔離ホテルでの滞在5日目実施へ変更 ・検査にて陰性判定となった場合、滞在先に自主隔離 (到着後14日間)

※上記は2月18日時点の情報です。ご渡航前に必ず最新の入国・検疫情報・詳細条件を各国大使館サイト・外務省サイトにてご参照ください。

日本入国時における対応

＜新型コロナウイルス変異株流行国*から日本へ入国＞

- ・出国前72時間以内実施の検査証明書所持
(不所持の場合施設待機6日間、検査2回実施)
- ・誓約書の提出
- ・その他必要書類 質問票WEB、健康カード
- ・入国時検査
- ・3日間の施設待機

施設退所後、
入国後14日間は自宅等で待機

＜新型コロナウイルス変異株流行国*以外の国から日本へ入国＞

- ・出国前72時間以内実施の検査証明書所持
(不所持の場合施設待機3日間、検査1回実施)
- ・誓約書の提出
- ・その他必要書類 質問票WEB、健康カード
- ・入国時検査

入国後14日間は自宅等で待機

*2月18日現在、英国、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、アマゾナス州（ブラジル）が対象

日本入国時の必要書類

質問票WEB



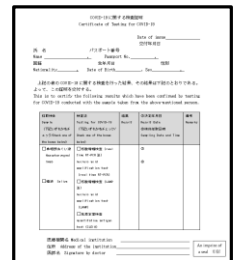
健康カード



誓約書



検査証明書



入手場所	日本到着前(空港・機内等) にWEB上で入力 arqs-qa.followup.mhlw.go.jp	機内にて配布	検疫所にて配布 *羽田・名古屋空港着便は 機内にて配布	現地出国前72時間以内に 検査・取得
提出場所	入力後に発行される QRコードを検疫所にて提示	検疫所にて提出	検疫所にて提出	検疫所にて提出

■検査証明書の様式について

- ・原則として右記URL記載の所定フォーマットの検査証明書をご用意ください。www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html
- ・所定フォーマットによる検査証明発行に対応する医療機関が無い場合、下記①～④の必要項目が記載されている検査証明書をご用意ください。
 - ① 入定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）
 - ② COVID-19の検査証明内容（検査手法、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）
 - ③ 医療機関等の情報（医療機関名または医師名、医療機関住所、医療機関印影又は医師の署名）
 - ④ 上記すべてが英語で記載されている

■検査方法について

- ・「核酸増幅検査(PCR法)」、「核酸増幅検査(LAMP法)」、「抗原定量検査」のいずれかが有効です。（「抗原定性検査」は有効ではない）

■検体採取について

- ・「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」のいずれかが有効です。

ご渡航前に必ず最新の入国・検疫情報・詳細条件を各国大使館サイト・外務省サイトにてご参照ください。

www.anzen.mofa.go.jp/ (外務省サイト)

お困りの点やご不明点がございましたら各担当セールスまでお問合せ下さい。

※本紙記載の情報は2月18日時点の内容